

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
センコー株式会社
代表取締役社長 福田 泰久

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき平成21年6月25日(木曜日)午後6時15分までに到着するようにご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト36階 スペース36
3. 目的事項
報告事項 1. 第92期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 招集にあたっての決定事項
次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senko.co.jp/>) に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・エイ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

②パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(S・S・L通信)及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日(木曜日)の午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト(<http://www.evotote.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

②株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、米国のサブプライムローンに端を発した金融市場の混乱が実体経済へ大きく影響を及ぼし、下半期後半に入り急激に減速いたしました。

物流業界におきましても、上半期に高騰を続けた燃料価格は下半期に入り落着きを取り戻しつつあるものの、個人消費の低迷や企業収益の悪化に伴う設備投資の急激な落ち込みが影響し、国内貨物輸送量が大幅に減少したこと、円高影響による輸出貨物量の大幅減少により、大変厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは「流通情報企業の確立」を目指した中期経営三ヵ年計画の2年目の年として、「流通SCM(サプライチェーン・マネジメント)」の提供により、量販店・小売物流を中心とした業務開拓を推進してまいりました。また、新たな物流拠点として、大阪府泉大津市に「泉北バルクターミナル」、千葉県市川市に「市川ファッションロジスティクスセンター」、茨城県常総市に「内守谷センター新倉庫」、奈良県大和郡山南市に「奈良第3PDセンター」、岡山県倉敷市に「水島第3物流センター」、大分県大分市に「中間製品倉庫」を開設、さらにはケミカル船「扇泰丸(せんたいまる)」、液化アンモニア船「扇凧丸(せんりんまる)」を竣工いたしました。

この結果、連結営業収益は2,126億59百万円と対前期比4.1%の増収となりました。

一方、利益面におきましては、連結営業利益は55億63百万円と対前期比8.1%の減益、連結経常利益は55億33百万円と対前期比8.7%の減益、連結当期純利益は28億48百万円と対前期比7.0%の減益となりました。

当期の業績をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

(運送事業)

上半期には燃料価格コストアップ分の料金は正を実施できたものの、下半期に入り石化樹脂物流を中心に、国内輸送貨物および輸出貨物が大幅に減少したことにより、事業収入は1,239億63百万円と対前期比0.8%の減収となりました。

(流通加工事業)

当期に開設した「市川ファッションロジスティクスセンター」、「内守谷センター新倉庫」などの大型設備開設効果により、事業収入は666億18百万円と対前期比7.6%の増収となりました。

(その他事業)

石油販売事業における販売単価上昇による増収、商事販売事業における荷役資材販売の増収、情報処理事業におけるソフトウェア販売の増収などの効果により事業収入は220億76百万円と対前期比26.7%の増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中に完成した設備の主なものは、内守谷センター新倉庫（茨城県常総市・延床面積12,552㎡）、りんこう第2PDセンター（静岡県富士市・倉庫認可面積8,386㎡）、水島第3物流センター（岡山県倉敷市・倉庫認可面積9,968㎡）、奈良第3PDセンター（奈良県大和郡山市・倉庫認可面積5,918㎡）、扇凜丸（液化アンモニア船・総トン数747トン）、扇泰丸（ケミカル船・総トン数498トン）であります。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、平成21年2月17日付をもって、東京納品代行株式会社の株式を取得し、この結果、当社の出資比率は従来の20.0%から65.9%となりました。

また、平成21年4月1日付をもって、イヌイ運送株式会社の株式を取得し、この結果、出資比率は51.0%となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、昨年来の急激な景気後退を受け、個人消費の落ち込みや企業の設備投資の鈍化により、一層厳しい経営環境が予測されます。

当社グループにおきましても、引き続き厳しい経営環境が予測されますが、お客さまへのこれまで以上の高品質・高効率な物流システム構築による包括的な物流委託のご提案により、お客さまのご期待に添えますよう取り組んでまいります。

このような状況のもと、当社グループは、平成19年度よりスタートさせた中期経営三ヵ年計画の最終年度として、「流通情報企業の確立」へ向け更なる飛躍を目指し、売上拡大・収益性向上に積極的な取り組みを行います。

具体的には、システム物流（3PL）の拡大によるお客さまの物流革新及びSCM構築により着実にサービス品質の向上に努め、さらなる需要の拡大を図ってまいります。また、生産性向上を基軸にしたローコスト経営につきましても引き続き徹底した取り組みを進め、資本収益性を重視した経営管理により、企業価値の向上を目指してまいります。そして、今後さらに環境・安全対策の強化にも積極的に取り組み、企業としての社会的責任（CSR）を全うしていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後共より一層のご支援、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成17年度 第89期	平成18年度 第90期	平成19年度 第91期	平成20年度 (当期)第92期
営業収益	190,330	198,189	204,293	212,659
経常利益	4,795	5,551	6,060	5,533
当期純利益	2,290	2,535	3,061	2,848
1株当たり当期純利益	20.52	22.80	27.70	25.95
総資産	127,352	135,690	144,064	154,212
純資産	46,815	47,953	49,845	52,130

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第90期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東京納品代行株式会社	525 百万円	65.9 %	百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業
センコー商事株式会社	300 百万円	100.0 %	石油類・情報処理機器等の販売
センコーエーラインアmano株式会社	300 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
関東センコー運輸整備株式会社	90 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
大阪センコー運輸整備株式会社	90 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
宮崎センコー運輸整備株式会社	90 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び自動車の修理
中四国ロジスティクス株式会社	80 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業
センコー情報システム株式会社	60 百万円	100.0 %	情報処理受託業
株式会社センコー引越プラザ	60 百万円	100.0 %	小運搬構内作業及び引越の請負
埼玉センコー運輸整備株式会社	50 百万円	100.0 %	小運搬構内作業及び自動車の修理
福岡センコー運輸株式会社	50 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業
東北センコー運輸株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
千葉センコー運輸整備株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
東海センコー運輸株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業
滋賀センコー運輸整備株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
南九州センコー株式会社	25 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
三協貨物株式会社	10 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業

(注) 1. 連結子会社は36社、持分法適用会社は2社であります。

2. 平成21年4月1日付をもって、中四国ロジスティクス株式会社は商号を岡山センコー運輸株式会社に変更いたしております。

(7) 主要な事業内容

部 門	主 要 な 事 業 内 容
① 運 送 事 業	貨物自動車運送事業、特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業及び内航運送業、港湾運送事業、国際運送取扱業 等
② 流 通 加 工 事 業	倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営 等
③ そ の 他 事 業	石油類販売事業、情報処理機器販売業、情報処理受託業、自動車修理事業 等

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区	京 滋 南 支 店	滋 賀 県 栗 東 市
札 幌 支 店	北 海 道 北 広 島 市	大 阪 主 管 支 店	大 阪 府 八 尾 市
札 幌 南 支 店	北 海 道 北 広 島 市	関 西 業 務 セ ン タ ー	大 阪 府 八 尾 市
仙 台 主 管 支 店	宮 城 県 岩 沼 市	阪 神 支 店	大 阪 府 箕 面 市
仙 台 北 支 店	宮 城 県 黒 川 郡 大 和 町	南 大 阪 支 店	大 阪 府 泉 大 津 市
茨 城 支 店	茨 城 県 古 河 市	奈 良 支 店	奈 良 県 大 和 郡 山 市
埼 玉 主 管 支 店	さいたま市緑区	岡 山 支 店	岡 山 県 岡 山 市
大 宮 支 店	埼 玉 県 蓮 田 市	倉 敷 支 店	岡 山 県 倉 敷 市
埼 玉 南 支 店	埼 玉 県 戸 田 市	広 島 支 店	広 島 県 東 広 島 市
柏 支 店	千 葉 県 柏 市	山 口 支 店	山 口 県 山 口 市
東 京 主 管 支 店	東 京 都 江 戸 川 区	九 州 主 管 支 店	福 岡 市 東 区
神 奈 川 支 店	川 崎 市 川 崎 区	九 州 業 務 セ ン タ ー	福 岡 市 東 区
関 東 住 宅 支 店	埼 玉 県 戸 田 市	北 九 州 支 店	福 岡 市 東 区
千 葉 支 店	千 葉 県 市 原 市	南 九 州 支 店	宮 崎 県 宮 崎 市
静 岡 東 支 店	静 岡 県 富 士 市	延 岡 支 店	宮 崎 県 延 岡 市
静 岡 西 支 店	静 岡 県 菊 川 市	国 際 物 流 事 業 本 部	東 京 都 港 区
名 古 屋 主 管 支 店	名 古 屋 市 西 区	貿 易 部	東 京 都 港 区
小 牧 支 店	愛 知 県 小 牧 市	海 運 部	大 阪 市 北 区
三 重 支 店	三 重 県 鈴 鹿 市	通 運 部	大 阪 市 北 区
京 滋 主 管 支 店	滋 賀 県 守 山 市	航 空 ・ K Y N 事 業 部	兵 庫 県 尼 崎 市
京 滋 東 支 店	滋 賀 県 東 近 江 市		

(注) 平成21年4月1日付をもって新たに南関東業務センター、東東京支店、中部業務センターを設置し、岡山支店と倉敷支店を統合し岡山支店を設置いたしました。また、京滋南支店は廃止いたしました。なお、従来の札幌支店は札幌主管支店に名称を変更し、北海道北広島市から札幌市東区に移転しました。

②主要な子会社

名 称	本 社 所 在 地
東京納品代行株式会社	東京都江東区
センコー商事株式会社	東京都港区
センコーエーラインアマノ株式会社	東京都江戸川区
関東センコー運輸整備株式会社	埼玉県北足立郡伊奈町
大阪センコー運輸整備株式会社	大阪府摂津市
宮崎センコー運輸整備株式会社	宮崎県延岡市
中四国ロジスティクス株式会社	岡山県倉敷市
センコー情報システム株式会社	大阪府八尾市
株式会社センコー引越プラザ	東京都大田区
埼玉センコー運輸整備株式会社	埼玉県戸田市
福岡センコー運輸株式会社	福岡市東区
東北センコー運輸株式会社	宮城県亶理郡亶理町
千葉センコー運輸整備株式会社	千葉縣市原市
東海センコー運輸株式会社	愛知県丹羽郡大口町
滋賀センコー運輸整備株式会社	滋賀県草津市
南九州センコー株式会社	熊本県水俣市
三協貨物株式会社	大阪市北区

(注) 1. 平成20年10月13日付をもって、東海センコー運輸株式会社は愛知県小牧市から愛知県丹羽郡大口町に移転いたしました。

2. 平成21年4月1日付をもって、中四国ロジスティクス株式会社は商号を岡山センコー運輸株式会社に変更いたしました。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,757名	24名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,452名	20名減	40才8ヵ月	15年3ヵ月

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,697百万円
株式会社三井住友銀行	7,197百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,720百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 294,999,000株
(2) 発行済株式の総数 109,806,481株 (自己株式2,182,995株を除く)
(3) 株主数 6,997名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	13,955千株	12.71%
旭化成株式会社	10,676千株	9.72%
積水化学工業株式会社	6,785千株	6.18%
センコーグループ従業員持株会	6,690千株	6.09%
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,060千株	4.61%
東京海上日動火災保険株式会社	4,439千株	4.04%
エイアイジー・スター生命保険株式会社	3,200千株	2.91%
ニッセイ同和損害保険株式会社	3,169千株	2.89%
いすゞ自動車株式会社	2,939千株	2.68%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,300千株	2.10%

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 170個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 170,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・取締役、執行役員及び監査役の保有する新株予約権の区分別合計

区分	名称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	52個	10名
	第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成20年7月2日から 平成40年6月30日まで	59個	10名
監査役	第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	9個	3名
	第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成20年7月2日から 平成40年6月30日まで	12個	3名
執行役員	第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	16個	8名
	第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成20年7月2日から 平成40年6月30日まで	22個	10名

(注) 上表の執行役員は、取締役を兼務する執行役員を除いております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

① 第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

- ・新株予約権の数 71個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 71,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 1株あたり374円
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成20年7月2日から
平成40年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
 - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができないものとします。
 - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。

・新株予約権の取得条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

・新株予約権の区分別交付状況

区 分	新株予約権の数	交 付 者 数
取 締 役	59個	10名
監 査 役	12個	3名

②第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 22個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成20年7月2日から
平成40年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
 - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができます。
 - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

区 分	新株予約権の数	交 付 者 数
執 行 役 員	22個	10名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成19年7月3日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成19年7月3日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	50億円
社債の額面金額	500万円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成19年7月20日
償還の方法及び期日	平成24年7月20日に本社債額面金額の100%で償還する。
募集方法	主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch及びその他の買取人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）における募集。
当期末日における社債の総額	49億円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 ・転換価額 411円
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から平成24年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
当期末日における新株予約権の総数	980個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	福 田 泰 久	
代表取締役 (副社長執行役員)	渋 川 賢 一	ケミカル物流、国際物流営業担当
取締役 (専務執行役員)	手 塚 武 興	事業開発本部長、(兼)広報担当
取締役 (専務執行役員)	高 橋 久 男	ロジスティクス営業担当、(兼)ロジファクタリング(株)代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	田 中 健 悟	住宅物流営業本部長
取締役 (常務執行役員)	和 田 定 晋	ケミカル物流営業本部長
取締役 (常務執行役員)	村 本 満	生産管理本部長、(兼)自動車事業担当、(兼)CS推進委員長、(兼)東京納品代行(株)代表取締役社長
取締役 (執行役員)	遠 山 泰	総務・経理担当、(兼)SENKO BUSINESS SUPPORT(株)代表取締役社長
取締役 (執行役員)	森 本 康 司	安全環境担当、(兼)健康推進室長、(兼)人材開発部長
取締役 (執行役員)	菅 野 正 人	国際物流事業本部長、(兼)国際物流第1事業部長
常勤監査役	真 田 邦 宏	
常勤監査役	佐 賀 和 夫	
常勤監査役	辻 正 和	
監 査 役	板 脇 弘	積水ハウス(株)常勤監査役

(注) 1. 常勤監査役辻 正和及び監査役板脇 弘の両氏は、社外監査役であります。

2. 平成21年4月1日付をもって、取締役の担当業務が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	福 田 泰 久	生産管理本部長
取締役 (専務執行役員)	手 塚 武 興	事業開発本部長
取締役 (専務執行役員)	高 橋 久 男	ロジスティクス営業本部長、(兼)ロジファクタリング(株)代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	田 中 健 悟	北関東担当、(兼)埼玉主管支店長
取締役 (常務執行役員)	和 田 定 晋	経営管理担当
取締役 (執行役員)	森 本 康 司	安全環境担当、(兼)健康推進室長
取締役 (執行役員)	菅 野 正 人	ケミカル物流営業本部長
取 締 役	村 本 満	東京納品代行(株)代表取締役社長
取 締 役	遠 山 泰	SENKO BUSINESS SUPPORT(株)代表取締役社長

(ご参考) 平成21年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
専務執行役員	田 中 増 雄	国際物流事業本部長
常務執行役員	山 中 一 裕	生産管理本部副本部長
執行役員	滋 野 善 夫	通運部長
執行役員	松 田 幸次郎	ケミカル物流営業本部副本部長、(兼)ケミカル物流第1営業部長
執行役員	川 瀬 由 洋	人事担当
執行役員	尾 池 和 昭	東京主管支店長、(兼)南関東業務センター長
執行役員	寺 町 博 文	九州主管支店長
執行役員	山 本 隆 志	大阪主管支店長
執行役員	白 木 健 一	名古屋主管支店長、(兼)中部業務センター長
執行役員	宮 津 純 二	京滋主管支店長
執行役員	大 迫 友 行	住宅物流営業本部長、(兼)住宅物流第2営業部長
執行役員	米 司 博	ロジスティクス営業本部副本部長
執行役員	谷 口 玲	海運部長
執行役員	多 田 政 美	札幌主管支店長、(兼)札幌南支店長
執行役員	佐々木 信 郎	広報担当、(兼)社長室長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	299百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	65百万円 (23百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (2名)	364百万円 (23百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づいた株式報酬型ストックオプションの額を含んでおります。
4. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①監査役 辻 正和

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当ありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当ありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成20年度の取締役会に12回中12回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。

平成20年度の監査役会に15回中15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、支店、営業所、グループ会社等の現場往査を行っています。

②監査役 板脇 弘

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当ありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

アルメタックス株式会社の社外監査役であります。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成20年度の取締役会に12回中10回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。

平成20年度の監査役会に15回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務の報酬

39百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、「会社法」・「公認会計士法」等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、総務部において横断的に統括し、各担当部門において別途定められた社内規則に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存、管理するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク毎に担当部門を定め、リスクの評価、低減、発生時の適切な対応等に向けた規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を実施する。
- ② リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該部門は、取締役会に報告しなければならない。
- ③ 監査室（内部監査部門）は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度に基づき、取締役会の機能強化に向けた「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の各機能の分離、双方の機能強化と責任の明確化を図る。
- ② 総務部の統括管理の下で、各担当部門において別途定める職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ③ 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。
- ④ 目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各関係会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。
- ⑤ 監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グループ全体のCSR（企業の社会的責任）経営を推進するため、コンプライアンス、企業倫理、内部統制、危機管理、安全衛生、環境推進各委員会とそれを統括するCSR推進委員会を設置し、グループ全体のCSR経営体制を構築する。
- ② 企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコー企業行動基準」及び「企業倫理ヘルプライン」の運用について、総務部の統括管理の下で、各担当部門において周知徹底、充実を図る。
- ③ 監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

- (5) 株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 経営管理部（関係会社統括担当部門）は、前項までの4項目の体制を全関係会社へ展開することにより、グループにおける統一的な管理体制の確立を図る。
 - ② 監査役が関係会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室所属の使用人の人事異動・考課については、あらかじめ監査役会の同意を要するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は下記の事項を監査役会に報告する。
・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・ 担当する業務の執行状況
・ 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。
 - ② 監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。
- (10) 財務報告の信用性を確保するための体制
「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築する。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「センコー企業行動基準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をとる。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,416	流 動 負 債	46,477
現金及び預金	11,948	支払手形及び営業未払金	17,274
受取手形及び営業未収入金	24,792	短期借入金	10,968
たな卸資産	518	1年内償還予定の社債	7,000
繰延税金資産	1,556	リース債務	787
その他	2,618	未払法人税等	920
貸倒引当金	△17	賞与引当金	2,723
固 定 資 産	112,795	役員賞与引当金	50
有 形 固 定 資 産	81,454	その他	6,753
建物及び構築物	37,166	固 定 負 債	55,604
機械装置及び運搬具	5,931	転換社債型新株予約権付社債	4,900
工具、器具及び備品	973	長期借入金	33,419
土地	34,273	退職給付引当金	9,491
建設仮勘定	128	役員退職慰労引当金	40
リース資産	2,981	特別修繕引当金	26
無 形 固 定 資 産	2,558	リース債務	3,159
投資その他の資産	28,782	その他	4,568
投資有価証券	2,392	負 債 合 計	102,082
長期貸付金	3,119	純 資 産 の 部	
差入保証金	8,601	株 主 資 本	51,695
繰延税金資産	4,910	資本金	18,345
その他	9,985	資本剰余金	16,607
貸倒引当金	△227	利益剰余金	17,520
資 産 合 計	154,212	自己株式	△778
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△36
		その他有価証券評価差額金	△26
		為替換算調整勘定	△10
		新 株 予 約 権	60
		少 数 株 主 持 分	411
		純 資 産 合 計	52,130
		負 債 純 資 産 合 計	154,212

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		212,659
営 業 原 価		196,141
営 業 総 利 益		16,517
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,954
営 業 利 益		5,563
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	119	
受 取 配 当 金	787	
雑 収 入	696	1,603
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	932	
雑 支 出	701	1,634
経 常 利 益		5,533
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	175	
固 定 資 産 売 却 益	50	225
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	224	
リ ー ス 解 約 損	208	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	47	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	41	522
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,236
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,928
法 人 税 等 調 整 額		460
少 数 株 主 利 益		0
当 期 純 利 益		2,848

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高	18,295	16,553	15,554	△717	49,686
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	50	50			100
剰余金の配当			△877		△877
当期純利益			2,848		2,848
自己株式の取得				△74	△74
自己株式の処分		3		15	19
連結範囲の変動			△4		△4
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	50	53	1,966	△61	2,008
平成21年3月31日 残高	18,345	16,607	17,520	△778	51,695

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少数株主分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成20年3月31日 残高	97	32	129	26	2	49,845
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						100
剰余金の配当						△877
当期純利益						2,848
自己株式の取得						△74
自己株式の処分						19
連結範囲の変動						△4
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△124	△42	△166	34	408	276
連結会計年度中の変動額合計	△124	△42	△166	34	408	2,284
平成21年3月31日 残高	△26	△10	△36	60	411	52,130

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

子会社のうち、センコー商事株式会社、センコー情報システム株式会社、株式会社センコー保険サービス、埼玉センコー運輸整備株式会社、札幌センコー運輸株式会社他運輸系子会社25社、大東センコーアポロ株式会社、宮崎センコーアポロ株式会社、センコーフーズ株式会社、S-TAFF株式会社及び広州扇興物流有限公司他海外子会社1社の36社を連結の範囲に含めております。

上記のうち、重要性が増したことによりS-TAFF株式会社を、新たに設立した三重センコーロジ株式会社及び中四国ロジスティクス株式会社（本店：香川県高松市）を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで持分法適用会社であった東京納品代行株式会社については、株式の追加取得により、当連結会計年度末日より連結の範囲に含めております。

なお、中四国ロジスティクス株式会社（本店：岡山県倉敷市）を、平成21年4月1日付で岡山センコー運輸株式会社社名変更しております。

子会社のうち、北海道センコーロジサービス株式会社他13社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないと認められるので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社アシックス物流株式会社、東京納品代行株式会社及び大連保税区貝思特国際貿易物流有限公司に対する投資について持分法を適用しております。

但し、東京納品代行株式会社については、株式の追加取得により、当連結会計年度末日に持分法適用会社から連結子会社に変更しております。

なお、持分法を適用していない非連結子会社14社及び関連会社2社の当期純損益及び利益剰余金等の額のうち持分の合計額は、全体としてもその影響の重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価額等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

商品……………主として、先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	主として、移動平均法に基づく原価法
仕掛品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） （会計方針の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。

これによる、損益への影響はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。

但し、機械装置、船舶の一部及び工具器具備品については、主として定率法を採用しております。
（追加情報）

平成20年度の法人税法改正による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置の利用状況を勘案した結果、当連結会計年度より耐用年数の変更を行っております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……………連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………当社は、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップを利用しているものについては、特例処理を適用しております。

ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象……………変動金利借入金

ヘッジ方針……………当社は、金利相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としてヘッジ会計を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価の方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却の方法及び期間

のれん及び負ののれんの償却については、実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で、発生した連結会計年度より均等償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜き方式によっております。

(8) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位：百万円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高
建物	951	道路交通事業 財団抵当権	長期借入金	100
車輛運搬具	1			
土地	2,393			
計	3,346		計	100

(注) 上記のほか、宅地建物取引業法の規定により、営業保証金の代用として投資有価証券(9百万円)を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

59,019百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

リース債務に対する連帯保証

14百万円

(2) 債権の流動化に伴う買戻義務限度額

588百万円

(3) 差入保証金の流動化に伴う遡及義務

150百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	111,746,167	243,309			—	111,989,476

(注) 新株予約権付社債の株式への転換による増加であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式

12,092,141株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	438	4.00	平成20年 3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	438	4.00	平成20年 9月30日	平成20年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	439	4.00	平成21年 3月31日	平成21年6月29日

IV. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 470円48銭
- 1株当たり当期純利益 25円95銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,963	流 動 負 債	40,103
現金及び預金	10,447	支払手形	1,644
受取手形	662	営業未払金	10,855
営業未収入金	17,142	短期借入金	9,600
販売用不動産	23	1年内返済予定の長期借入金	918
貯蔵品	47	1年内償還予定の社債	7,000
前払金	43	リース債務	602
前払費用	1,165	未払金	1,107
繰延税金資産	1,047	未払法人税等	550
短期貸付金	491	未払費用	1,632
未収入金	1,398	預り金	3,850
その他の金	504	賞与引当金	1,895
貸倒引当金	△11	役員賞与引当金	50
		その他	395
固 定 資 産	107,700	固 定 負 債	50,586
有 形 固 定 資 産	75,085	転換社債型新株予約権付社債	4,900
建物	32,499	長期借入金	30,324
構築物	2,698	長期未払金	3,156
機械及び装置	629	リース債務	2,690
船舶	3,006	退職給付引当金	8,574
車両運搬具	1,434	特別修繕引当金	26
工具、器具及び備品	872	その他	914
土地	31,505	負 債 合 計	90,690
建設仮勘定	134	純 資 産 の 部	
リース資産	2,303	株 主 資 本	49,929
無 形 固 定 資 産	1,654	資本金	18,345
借地権	592	資本剰余金	16,607
電話施設利用権	132	資本準備金	16,436
権利金	127	その他資本剰余金	170
リース資産	802	利 益 剰 余 金	15,752
投 資 そ の 他 の 資 産	30,960	利益準備金	1,505
投資有価証券	1,779	その他利益剰余金	14,246
関係会社株式	3,824	固定資産圧縮積立金	1,436
関係会社出資金	450	特別償却積立金	59
長期貸付金	3,934	別途積立金	9,667
差入保証金	7,281	繰越利益剰余金	3,083
前払年金費用	2,046	自 己 株 式	△776
繰延税金資産	4,562	評価・換算差額等	△15
その他の金	7,331	その他有価証券評価差額金	△15
貸倒引当金	△250	新 株 予 約 権	60
資 産 合 計	140,664	純 資 産 合 計	49,973
		負 債 純 資 産 合 計	140,664

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		175,336
営 業 原 価		164,145
営 業 総 利 益		11,190
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,739
営 業 利 益		4,450
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	191	
受 取 配 当 金	977	
雑 収 入	634	1,803
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	951	
雑 支 出	442	1,393
経 常 利 益		4,860
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	175	
固 定 資 産 売 却 益	50	225
特 別 損 失		
リ ー ス 解 約 損	208	
固 定 資 産 除 却 損	204	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	47	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	41	501
税 引 前 当 期 純 利 益		4,584
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,417
法 人 税 等 調 整 額		557
当 期 純 利 益		2,610

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別積立金	繰越利益剰余金	益金		
平成20年3月31日 残高	18,295	16,386	166	16,553	1,505	1,439	9	7,817	3,247	14,019	
事業年度中の変動額											
新株の発行	50	50		50							
固定資産圧縮積立金の取崩						△3			3		
特別償却積立金の積立							50		△50		
別途積立金の積立								1,850	△1,850		
剰余金の配当									△877	△877	
当期純利益									2,610	2,610	
自己株式の取得											
自己株式の処分			3	3							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	50	50	3	53	—	△3	50	1,850	△164	1,733	
平成21年3月31日 残高	18,345	16,436	170	16,607	1,505	1,436	59	9,667	3,083	15,752	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本計	その他の有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	△717	48,151	76	76	26	48,253
事業年度中の変動額						
新株の発行		100				100
固定資産圧縮積立金の取崩						
特別償却積立金の積立						
別途積立金の積立						
剰余金の配当		△877				△877
当期純利益		2,610				2,610
自己株式の取得	△74	△74				△74
自己株式の処分	15	19				19
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△91	△91	34	△57
事業年度中の変動額合計	△59	1,777	△91	△91	34	1,719
平成21年3月31日 残高	△776	49,929	△15	△15	60	49,973

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ

……………時価法

(3) たな卸資産

販売用不動産……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………移動平均法に基づく原価法

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。

これによる、損益への影響はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

但し、機械装置及び工具器具備品については、定率法を採用しております。

（追加情報）

平成20年度の法人税法改正による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置の利用状況を勘案した結果、当事業年度より耐用年数の変更を行っております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

③リース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	当社は、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップを利用しているものについては、特例処理を適用しております。
ヘッジの手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象	変動金利借入金
ヘッジ方針	当社は、金利相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としてヘッジ会計を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜き方式によっております。

6. 会計処理方法の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位：百万円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
建 物	951	道路交通事業 財団抵当権	長期借入金	100
車 輛 運 搬 具	1			
土 地	2,393			
計	3,346		計	100

(注) 上記のほか、宅地建物取引業法の規定により、営業保証金の代用として投資有価証券(9百万円)を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 54,636百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

仕入債務等に対する連帯保証 287百万円

リース債務に対する連帯保証 14百万円

借入金に対する連帯保証 2,515百万円

(2) 債権の流動化に伴う買戻義務限度額 489百万円

(3) 差入保証金の流動化に伴う遡及義務 150百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 1,774百万円

5. 関係会社に対する長期金銭債権 3,702百万円

6. 関係会社に対する短期金銭債務 3,609百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高 1,019百万円

2. 関係会社よりの仕入高 28,424百万円

3. 関係会社との営業取引以外の取引高 3,919百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (注) 1, 2	2,024,789	201,208	43,002	2,182,995

(注) 1 自己株式の増加201,208株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 自己株式の減少43,002株は、ストックオプションの行使による減少2,000株、単元未満株式の買い増し請求による減少41,002株であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,325百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	770百万円
減損損失否認	742百万円
土地評価損否認	345百万円
未払社会保険料	119百万円
ゴルフ会員権評価損	102百万円
その他	395百万円
繰延税金資産小計	6,802百万円
評価性引当額	△168百万円
繰延税金資産合計	6,634百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△983百万円
特別償却積立金	△40百万円
繰延税金負債合計	△1,023百万円
繰延税金資産の純額	5,610百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
機械及び装置	3,226	1,131	—	2,094
車輜運搬具	5,418	3,060	—	2,357
工具、器具及び備品	11,902	5,869	184	5,848
合計	20,546	10,061	184	10,300

(注) 取得価額相当額は、利息相当額を控除して算定しています。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額
- | | |
|-----|-----------|
| 1年内 | 3,053百万円 |
| 1年超 | 7,587百万円 |
| 合計 | 10,640百万円 |
- (注) 未経過リース料期末残高相当額は、利息相当額を控除して算定しています。
- リース資産減損勘定の残高 93百万円
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
- | | |
|---------------|----------|
| 支払リース料 | 3,964百万円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | 23百万円 |
| 減価償却費相当額 | 3,658百万円 |
| 支払利息相当額 | 267百万円 |
- (4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
子会社	センコー商事株式会社	所有 直接100%	物品の購入等	有形固定資産の購入(注1)	3,704	—	—
子会社	東京納品代行株式会社	所有 直接65.9%	物流センターの共同運営及び資金の援助等	資金の貸付(注2)	225	短期貸付金	225
					1,752	長期貸付金	1,752
				債務保証(注3)	2,515	—	—

取引の条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 2 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を決定しております。
- 3 債務保証は、銀行借入によるものであります。
- 4 取引金額には消費税等を含めておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 454円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 23円79銭 |

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前 監査法人

指定社員 公認会計士 後藤 芳朗 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 後藤 芳 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

センコー株式会社 監査役会

常勤監査役 真田 邦宏 ㊟

常勤監査役 佐賀 和夫 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 辻 正和 ㊟

監査役
(社外監査役) 板脇 弘 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を充実させるため、安定配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益配分に関する基本方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき4円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき4円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき8円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 439,225,924円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,650,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,650,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が施行されたことに伴い、次の項目について所要の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規

定を設けるものであります。

- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条 (省 略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p>
<p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p>
<p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第13条 } (省 略)</p> <p>~ }</p> <p>第40条 }</p>	<p>第12条 } (現行どおり)</p> <p>~ }</p> <p>第39条 }</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、その改選並びに経営陣の強化のため1名増員いたしたく、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	福田 泰久 (昭和21年8月23日生)	昭和44年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成7年4月 当社大阪統括営業部長 平成9年6月 当社常務取締役 平成10年11月 当社第2営業本部長 平成15年4月 当社ロジスティクス営業本部長 平成15年6月 当社取締役副社長 平成16年4月 当社営業担当 平成16年6月 当社代表取締役社長(現在) 平成21年4月 当社生産管理本部長(現在)	121,000株
2	渋川 賢一 (昭和18年9月7日生)	昭和42年4月 旭化成工業(株)(現旭化成(株))入社 平成9年6月 同社有機原料事業部長 平成10年6月 同社取締役 AN事業部長 平成11年6月 同社化成品樹脂企画管理部長 平成13年6月 同社機能化学品カンパニー社長 平成15年5月 旭化成ケミカルズ(株)取締役 平成15年6月 旭化成(株)執行役員 平成15年10月 旭化成ケミカルズ(株)取締役 兼 専務執行役員 平成16年4月 旭化成(株)常務執行役員 平成16年6月 同社取締役 平成19年6月 当社代表取締役(現在) 当社副社長執行役員(現在) 当社ケミカル物流、国際物流営業担当(現在)	32,000株
3	手塚 武與 (昭和25年11月21日生)	昭和48年4月 当社入社 平成6年4月 当社総合経営計画室経営計画グループ長 平成7年4月 当社経営計画室長 平成8年4月 当社経営計画部長 平成15年4月 当社管理・労務副担当 平成15年6月 当社取締役(現在) 当社関係会社担当 平成16年4月 当社管理担当 当社広報部長 平成16年6月 当社執行役員 平成17年4月 当社常務執行役員 当社事業開発本部長(現在) 当社広報担当 平成18年4月 当社事業開発本部事業企画担当部長 平成20年4月 当社専務執行役員(現在)	53,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	高橋久男 (昭和23年10月5日生)	昭和47年4月 当社入社 平成5年4月 当社物流システム部長付部長 平成10年4月 当社東京統括営業部物流システム担当部長 平成12年10月 当社ロジスティクス営業本部関東地区担当部長 平成14年4月 当社ロジスティクス営業本部システム企画部長 平成15年4月 当社ロジスティクス営業本部システム営業部長 平成16年4月 当社東日本営業本部長 平成16年6月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 当社ロジスティクス・ソリューション事業担当 平成19年4月 当社ロジスティクス営業、ソリューション事業担当 平成19年6月 当社取締役(現在) 平成20年4月 当社専務執行役員(現在) 当社ロジスティクス営業担当 平成21年4月 当社ロジスティクス営業本部長(現在) (他の法人等の代表状況) ロジファクタリング㈱代表取締役社長	36,000株
5	田中健悟 (昭和25年10月25日生)	昭和49年4月 積水化学工業㈱入社 平成12年10月 積水テクノ成型東日本㈱代表取締役 平成15年6月 積水化学工業㈱取締役 平成16年4月 同社高機能プラスチックカンパニー営業担当、東日本支店長 平成17年4月 同社社長特命事項 平成17年6月 当社取締役(現在) 当社常務執行役員(現在) 当社営業担当 平成17年10月 当社第2営業本部長 平成18年7月 当社第2営業本部化学品物流営業部長 平成19年4月 当社住宅物流営業本部長 平成21年4月 当社北関東担当(現在) 当社埼玉主管支店長(現在)	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	和田定晋 (昭和22年8月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成4年2月 当社総務部長 平成9年6月 当社取締役 平成10年4月 当社京滋支社長 平成10年11月 当社延岡支店長 平成13年6月 当社九州事業本部長 平成14年4月 当社ロジスティクス営業本部九州ブロック統括営業部長 平成15年6月 センコー商事㈱代表取締役副社長 当社取締役退任 平成17年4月 当社執行役員 当社生産管理担当 平成17年6月 当社取締役(現在) 平成18年4月 当社第1営業本部副本部長 当社第1営業本部ケミカル物流営業担当 平成19年4月 当社常務執行役員(現在) 当社ケミカル物流営業本部長 平成21年4月 当社経営管理担当(現在)	64,931株
7	森本康司 (昭和24年9月15日生)	昭和45年4月 当社入社 平成5年4月 当社人事安全管理部長付部長 平成5年6月 当社湖東開発準備室湖東事業計画担当部長 平成6年12月 当社業務革新推進委員会プロジェクト担当部長 平成10年4月 当社安全環境管理部長 平成16年4月 ㈱クレフィール湖東代表取締役社長 センコーフーズ㈱代表取締役社長 当社人事部研修センター長 平成16年6月 当社執行役員(現在) 平成17年4月 当社人材開発部長 平成18年4月 当社安全環境担当(現在) 当社安全環境管理部長 平成19年6月 当社取締役(現在) 平成20年4月 当社健康推進室長(現在)	15,000株
8	菅野正人 (昭和23年4月29日生)	昭和49年2月 旭化成工業㈱(現旭化成㈱)入社 平成4年7月 同社購買部資材グループ長 平成15年6月 同社購買物流統括部長 平成19年4月 当社入社 当社国際物流事業本部 部長 平成19年6月 当社取締役(現在) 当社執行役員(現在) 当社国際物流事業本部長 平成20年4月 当社国際物流第1事業部長 平成21年4月 当社ケミカル物流営業本部長(現在)	13,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
9	田中 増雄 (昭和24年1月17日生)	昭和46年4月 当社入社 平成5年4月 当社東大阪支店長 平成10年4月 当社延岡支店南九州主管営業所長 平成14年1月 当社神奈川支店長 平成16年4月 当社東日本営業本部関東営業部長 平成17年4月 当社東日本営業本部副本部長 当社東日本営業本部関東第1営業部長 平成18年4月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 当社ロジスティクス営業本部長 平成21年4月 当社専務執行役員(現在) 当社国際物流事業本部長(現在)	14,000株
10	川瀬 由洋 (昭和28年1月3日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年4月 当社人事部 部長 平成11年4月 センコー情報システム(株) 部長 平成12年5月 同社取締役 平成16年7月 当社人事部長 平成19年4月 当社執行役員(現在) 平成21年4月 当社人事担当(現在)	34,332株
11	尾池 和昭 (昭和25年10月15日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年4月 当社大阪支店阪神主管営業所長 平成14年4月 当社阪神支店長 平成19年4月 当社執行役員(現在) 当社東京主管支店長(現在) 平成21年4月 当社南関東業務センター長(現在)	18,000株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役真田邦宏、佐賀和夫、板脇 弘の3氏は辞任されますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	遠山 泰 (昭和24年9月15日生)	昭和48年4月 当社入社 平成8年4月 当社経理部 部長 平成13年5月 当社経理部長 平成17年4月 当社執行役員 当社総務・経理担当 平成17年6月 当社取締役(現在) 平成18年4月 当社生産管理担当 当社労務部長	25,000株
2	岡本克美 (昭和24年2月11日生)	昭和43年4月 当社入社 平成8年4月 当社岡山支店岡山主管営業所長 平成9年6月 当社岡山支店長 平成10年11月 当社奈良支店長 平成13年8月 当社岡山支店岡山主管営業所長 平成14年6月 中四国ロジスティクス㈱代表取締役社長 平成18年4月 当社CS推進室関西担当部長 平成18年8月 当社監査室長 平成21年4月 当社監査役付部長(現在)	5,000株
3	松本雄三 (昭和21年6月17日生)	昭和45年4月 積水ハウス㈱入社 平成10年4月 同社静岡工場長 平成12年4月 同社取締役 平成12年9月 同社滋賀工場長 平成14年4月 同社常務執行役員(現在) 同社取締役退任 平成16年4月 同社取締役(現在) 同社生産担当 平成19年2月 同社生産本部長(兼)滋賀工場長 平成19年8月 同社生産本部長 平成21年2月 同社環境担当(現在)	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本雄三氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松本雄三氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断したためです。

第5号議案 執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、「会社法」第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認を求めらるるものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、当社執行役員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式27,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

27個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月2日から平成41年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員
のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記(4)に定める残存新株予約
権を行使することができる期間の満了日までとする。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、
1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ
月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

③その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者
との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認
された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしく
は株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無
償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を
要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株
予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に
定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一
部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、こ
れを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約
権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内略図



[会場] 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト36階 スペース36